## 株式交換に係る事後開示書面

(会社法791条第1項第2号、第801条第3項第3号、 及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2024年8月30日

株式会社プラザホールディングス 株式会社BY THE PARK

## 株式交換に係る事後開示事項

東京都中央区晴海一丁目8番10号 株式会社プラザホールディングス 代表取締役社長 大島 康広

東京都渋谷区猿楽町9-8 株式会社BY THE PARK 代表取締役社長 城市 浩二

株式会社プラザホールディングス(以下、「プラザホールディングス」といいます。)と株式会社BY THE PARK(以下、「BY THE PARK」といいます。)は、2024年8月9日付で締結した株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2024年8月30日を効力発生日として、プラザホールディングスを株式交換完全親会社、BY THE PARKを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

- 1. 本株式交換が効力を生じた日 (会社法施行規則第190条第1号) 2024年8月30日
- 2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続きの経過(会社法施行規則第 190 条第2号)
- (1) 会社法第 784 条の2の規定による請求 (株式交換の差止請求) に係る手続の経過 該当事項はありません。
- (2) 会社法第 785 条の規定による手続(反対株主の株式買取請求)の経過 BY THE PARKは、会社法 785 条3項の規定により、2024 年8 月9 日にBY THE PARKの株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社であるプラザホール ディングスの商号及び住所を通知しましたが、会社法 785 条第1項の規定による株式の買取請求を 行ったBY THE PARKの株主は存在しませんでした。
- (3) 会社法第 787 条の規定による手続(新株予約権買取請求)の経過 該当事項はありません。
- (4) 会社法第 789 条の規定による手続(債権者異議)の経過 該当事項はありません。

- 3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの 経過 (会社法施行規則第 190 条第3号)
- (1)会社法第796条の2の規定による請求(株式交換の差止請求)に係る手続の経過 プラザホールディングスは、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により本株式交換を行ったため、該当事項はありません。
- (2)会社法第797条の規定による手続き(反対株主の株式買取請求)の経過 プラザホールディングスは、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161 条第2項の規定により2024年8月9日付で、プラザホールディングスの株主に対し、本株式交換を する旨並びに株式交換完全子会社であるBY THE PARKの商号及び住所を電子公告にて 公告いたしました。なお、本株式交換は、同法796条第2項に基づく簡易株式交換の手続きによ り本株式交換を行ったため、会社法第797条第1項の規定による手続について、該当事項はありま せん。
- (3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過 該当事項はありません。
- 4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規 則第 190 条第4号)

本株式交換によりプラザホールディングスに移転したBY THE PARKの株式の数は、普通株式 24 株となります。

- 5. その他本株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第190条第5号)
- (1) プラザホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約に ついて会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した株主はいませんでした。
- (2) BY THE PARKは、会社法第 783 条第1項の規定により、2024 年8月28日開催の臨時株主総会決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) プラザホールディングスは、本株式交換に際して、BY THE PARKの株主名簿に記載又は記録された株主(但し、プラザホールディングスを除きます。)に対し、その所有するBY THE PARKの普通株式1株につきプラザホールディングスの普通株式1,141株の割合をもって割当交付いたしました。なお、プラザホールディングスが割当交付した普通株式の合計は27,384株です。プラザホールディングスは、当該割り当て株式の全てをプラザホールディングスが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
- (4) 本株式交換により、プラザホールディングスの資本金、資本準備金及び利益準備金の額に変更 はありません。

以 上